

第17期全国審判員研修会

実 施 要 綱

2011年6月18日に改正された公認審判員資格制度に基づき、第17期全国審判員研修会を、下記の要領で実施します。公認太極拳、公認拳術新規受講者および現在公認太極拳2～3級審判員、公認拳術2～3級審判員を対象に、

1)「公認太極拳審判員」と、2)「公認拳術審判員」の2種類の資格の認定研修と認定試験を行いません。試験の成績に応じて、「公認太極拳審判員」は1～3級、および「公認拳術審判員」1～3級、の資格を認定します。受講・受験申請者は「公認太極拳審判員」または「公認拳術審判員」の2種類の資格のいずれかを選んで申請していただきます。

申請者は下記の1)または2)の条件を満たした上で3)の条件を満たし、都道府県連盟会長の推薦を得て、下記の申請手続をとっていただきます。

- 1) 2016年度までに「太極拳2段以上(2段～4段)」の技能検定登録をしている人、または、
- 2) 2016年度までに「長拳2級以上(2級～1級)」の技能検定登録をしている人、
- 3) 上記の1)または2)のどちらかの条件を満たし、そのうえで2017年9月1日(金)～10月31日(火)の期間内に都道府県連盟が実施する「都道府県第1次試験・共通試験」を受験して、合格した人(第16期に実施した第1次試験合格者であっても、今期の審判員研修会を受講・受験する人はすべて、あらためて今年度実施の第1次試験に合格しなければならない)。

武術太極拳競技を支える人材として、今期の研修会にふるって参加されますようご案内いたします。

記

I. 都道府県第1次試験：

2017年9月1日(金)～10月31日(火)の期間内で都道府県連盟が任意に指定する期日に、都道府県連盟が設定する会場で実施する。すでに公認太極拳2～3級審判員、公認拳術2～3級審判員の資格を有する人でも、この第1次試験に合格しなければ、今期の全国研修会・本試験を受講・受験することができない。

詳細は下記の<都道府県第1次試験 実施規定>に基づいて実施する。

II. 全国審判員研修会・本試験：

日 程： 下記の3会場で全国審判員研修会・本試験を実施する。この研修会・本試験は都道府県第1次試験を受験して合格の通知を受けた人に限って、受講・受験申請をすることができる。受講・受験者は下記のいずれか一会場を選んで申請する。

- 1) 東京会場： 2018年2月18日(日)

- 会場名： 東京・「国立オリンピック記念青少年センター」
東京都渋谷区代々木神園町3-1 TEL 03-3467-7201
- 2) 佐賀会場： 2018年2月24日(土)
会場名： 佐賀県鳥栖市・「サンメッセ鳥栖」
鳥栖市本鳥栖町1819 TEL 0942-84-2121
- 3) 大阪会場： 2018年3月10日(土)
会場名： 大阪市・「大阪トレーニングセンター」
大阪市西淀川区御幣島3-14-24 TEL 06-6478-3003

2017年度第17期全国審判員研修会のための 都道府県第1次試験 実施規定

1. 実施期間・実施会場：
2017年9月1日(金)～10月31日(火)の期間内で都道府県連盟が設定する会場で実施する。
2. 実施内容：
「1次共通試験」(以下「共通試験」という)＝「公認太極拳審判員」,「公認拳術審判員」のいずれの資格を受験する人も、全員が受験しなければならない。
 - 1) 試験範囲：
日本連盟2013年6月改定版刊行教材『競技ルールと審判法』第1～12頁および第39頁(競技ルール＝第1章～第3章, 審判法＝第1章, 「参考：同点の処理について」), および第40～41頁「武術太極拳競技審判員が備えるべき条件」。
 - 2) 試験方法：
上記範囲から、択一式または指定数字・記号を記入する解答方式で出題する(漢字を記入する問題は出題しない)。
 - 3) 試験時間と合否基準：
試験時間は、正味60分とし、100点満点で50点以上を合格とし、49点以下を不合格とする。
3. 実施会場と統一タイムスケジュール：
本件を実施しようとする都道府県連盟は、参加が予想される人員が、学科試験を公平、公正、厳粛な環境で受験することができる会場を、実施準備時間を含めて少なくとも3時間使用できるように設定しなければならない(3人掛けの長机を使用する場合は、中間の椅子を空席にして2人掛けとし、試験が厳正に行われるように手配する)。
実施当日は、下記の統一タイムスケジュールに基づいて実施する。
 - ― 受付： 開始式の30分前から受験者の受付を開始する。
 - ― 開始式： 試験開始20分前に、試験委員は受験者にたいして、試験に関する諸説明・注意と、試験結果の通知後の手続等を説明する。続いて、参加人員を確認したうえで、出題・解答用紙を配付する。
下記の試験開始後、30分を経過したら受験者が解答済み用紙を提出してもよいことを通知する。
 - ― 試験： 出題・解答用紙を配布後、受験者が氏名を記入したうえで、試験開始を宣言、正味60分後を試験終了、用紙回収の時間とする。
 - ― 用紙の密封・保管：
試験委員は、回収した用紙をその場で密封して保管し、他の報告用紙とともに規定の期日内に日本連盟に返送する手配をする。
4. 受験資格：
都道府県連盟の加盟団体会員で、団体の団体長の推薦が得られる人であれば誰でも受験することができる。
(申請する審判資格と1次試験で受験する試験の種類は、本試験実施要綱「1. 参加資格」を参照)
5. 受験申請方法：
本規定に添付する「都道府県第1次試験受験申請書」<1次用紙-1>に所定の事項を記入し、所属団体長が推薦印を捺印したものを、所属団体を通じて、受験しようとする都道府県連盟が設定する申請

期日までに、同連盟宛に提出し、同時に、受験料を同連盟が指定する方法で納付する。

6. 受験料：

「1次試験」の受験料は、受験者1人3千円とする。

実施都道府県連盟は、加盟団体を通じて受験料を徴収し、受験料収入を、会場費、人件費、諸経費等に充当し、剰余金は事業収入とする。日本連盟に納付する必要は無い。

7. 採点と判定結果通知：

日本連盟担当役員が、都道府県連盟から送付されてきた各試験の「出題・解答用紙」の採点と合否判定作業を行ない、判定結果を実施都道府県連盟宛に送付し、都道府県連盟は、受領後ただちに、所属団体に送付して通知する。

8. 第1次試験関係添付書類：

「都道府県第1次試験受験申請書」<1次用紙-1>

以上

第17期全国審判員研修会 本試験 実施要綱

1. 参加資格：

全国審判員研修会・本試験に参加する人は、都道府県連盟会長の推薦を受けた人であって、なおかつ、下記の条件を満たす人でなければなりません。

1) 「公認太極拳審判員」本試験申請者は、

「太極拳2段以上（2～4段）」の技能検定登録をしている人で、都道府県第1次試験の「共通試験」に合格した人でなければならない。

2) 「公認拳術審判員」本試験申請者は、

「長拳2級以上」（2級～1級）の技能検定登録をしている人で、都道府県第1次試験の「共通試験」に合格した人でなければならない。

2. 資格の範囲と職能：

資格の種類：「公認太極拳審判員」は一級、二級、三級の3種類、「公認拳術審判員」は一級、二級、三級の3種類、の資格とする。

各人が申請した資格の試験の成績に応じて下記の資格を発給する。

◎ 「公認太極拳審判員」の職能；

一級審判員 - 日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「太極拳種目」、「伝統拳術系種目」および「JOCジュニア大会拳術系種目」の執行審判員以上の審判業務をすることができる。また、都道府県大会の執行審判員以上の審判業務（種目限定無し）をすることができる。

二級審判員 - 日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「太極拳種目」、「伝統拳術系種目」の套路・業務審判員の審判業務をすることができる。また、都道府県大会の執行審判員以上の審判業務（種目限定無し）をすることができる。

三級審判員 - 都道府県大会の套路、業務審判員および所属団体大会その他の競技会等の審判業務をすることができる。

◎ 「公認拳術審判員」の職能；

一級審判員 - 日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の「長拳・南拳および伝統拳術系種目」の執行審判員以上の審判業務（種目限定無し）をすることができる。また、都道府県大会の執行審判員以上の審判業務（種目限定無し）をすることができる。

二級審判員 - 日本連盟が主催、後援、協賛する全国性の競技会、大会等の長拳・南拳および伝統拳術系種目の套路・業務審判員の審判業務をすることができる。また、都道府県大会の執行審判員以上の審判業務（種目限定無し）をすることができる。

三級審判員 - 都道府県大会の套路、業務審判員および所属団体大会その他の競技会等の審判業務をすることができる。

3. 研修カリキュラム・認定試験と資格取得：

各会場とも「公認太極拳審判員養成講習会・認定試験」「公認拳術審判員養成講習会・認定試験」を実施し、各種目の審判法＝各論、採点実習と採点試験、の各分野で統一した講習と統一基準に基づく試験を行う。試験の成績に基づいて、各級審判員資格を付与する。

4. 実施日程：

- 1) 東京会場： 2018年2月18日(日)
東京・「国立オリンピック記念青少年センター」
- 2) 佐賀会場： 2018年2月24日(土)
佐賀県鳥栖市・「サンメッセ鳥栖」
- 3) 大阪会場： 2018年3月10日(土)
大阪市・「大阪トレーニングセンター」

5. 統一タイムスケジュール：

	公認太極拳審判員	公認拳術審判員
午前	9:00～9:30 「公認太極拳審判員」受付 9:30～9:50 開講式・諸注意 10:00～11:30 太極拳 採点法のビデオ研修1 <11:30～12:30 昼食休憩>	9:00～9:20 「公認拳術審判員」受付 9:20～9:30 開講式・諸注意 9:30～11:00 拳術採点法のビデオ研修1 <11:00～11:10 休憩> 11:10～12:30 拳術採点法のビデオ研修2 <12:30～13:30 昼食休憩>
午後	12:30～13:50 太極拳採点法のビデオ研修2 <13:50～14:00 休憩> 14:00～15:00 太極拳採点法のビデオ研修3 <15:00～15:30 休憩> 15:30～17:00 太極拳ビデオ採点試験 17:00～17:10 「公認太極拳審判員」閉講式・解散	13:30～15:50 拳術採点法のビデオ研修3 <15:50～16:00 休憩> 16:00～17:00 拳術ビデオ採点試験 17:00～17:10 「公認拳術審判員」閉講式・解散

6. 受講・受験料と参加費用：

- 1) 受講・受験料：
「公認太極拳審判員」 申請者1人 1万5千円
「公認拳術審判員」 申請者1人 1万5千円
- 2) 会場設備費用（会場費とビデオ機材設置費用等）：
「公認太極拳審判員」 申請者1人 5千円
「公認拳術審判員」 申請者1人 5千円

研修および採点試験の効果を挙げるために、ビデオモニターを設置して実施します。ビデオ資料、ビデオによる試験問題の作成費等が加わるため、上記の金額となっておりますのでご了解下さい。

受講・受験料および会場設備費用合計2万円は、研修会参加申込み時に都道府県連盟を通じて、12月1日（金）までに日本連盟の指定口座に納付していただきます。

7. 受験資格：

- 1) 「公認太極拳審判員」＝「太極拳2段以上」（2～4段）で、都道府県連盟第1次試験「共通試験」の合格者。
- 2) 「公認拳術審判員」＝「長拳2級以上」（1～2級）で、都道府県連盟第1次試験「共通試験」の合格者。
※「太極拳2段以上」であっても、「公認拳術審判員」を申請する場合は、「長拳2級以上」の有資格者でなければなりません。
※「長拳2級以上」であっても、「公認太極拳審判員」を申請する場合は、「太極拳2段以上」の有資格者でなければなりません。

8. 参加申込み方法：

都道府県連盟が一括して申し込み：

都道府県連盟が、下記の申込書類をまとめて、下記の申込期限までに一括して申し込んで下さい。
個人の直接申込は受理しません。

1) 「参加申込書」：

所定の事項を記入し、申込者本人印と所属する都道府県連盟の承認印を付し、参加者の顔写真1葉（ヨコ2.5cm×タテ3cm、裏面に氏名を記入したもの）を添付する。

2) 受講・受験料：

上記の「申込書一括送付状」に記入された受講・受験料の金額を、下記の指定口座に振り込んで納付して下さい。

3) 特記事項「受験票」：

参加申込書類と受講・受験料は、2017年12月1日（金）までに日本連盟に必着のこと。期限を過ぎた申込みは、準備作業の都合上、受け付けられません。

受講・受験料納付指定銀行口座：みずほ銀行 四谷支店

口座番号：（普通）1025478 口座名義：公益社団法人日本武術太極拳連盟

4) 特記事項「受験票」：

期限内に申込み手続きを完了し、日本連盟から都道府県連盟・加盟団体を通じて「受験票」を配布された受験者が、実施当日に「受験票」を持参して受付けで提示しなかった場合は、いかなる事情があっても、受講・受験することはできません。公認審判員の資格試験に「受験票」の不携帯は、容認されません。

9. 資格の受給手続：

①研修終了後、講師および試験委員による成績評価に基づき、連盟審判委員会および常務理事会の審査を経て、上記資格の該当者を決定し、都道府県連盟宛に通知します。

②通知を受けた人は、決定通知時に都道府県連盟宛にあらためて送付される「審判員資格登録申請書」に記入し、指定の顔写真2枚（ヨコ2.5cm×タテ3cm）を都道府県連盟を通じて送付し、下記の登録料を都道府県連盟を通じて、納付していただきます。

認定登録料 「公認太極拳審判員」 一級審判員 = 3万円

二級審判員 = 2万円

三級審判員 = 1万円

「公認拳術審判員」 一級審判員 = 3万円

二級審判員 = 2万円

三級審判員 = 1万円

③ 上記手続を終了した人に対して、連盟は、連盟会長名で発行する「公認太極拳審判員認定証」または「公認拳術審判員認定証」と「公認太極拳審判員証明書」または「公認拳術審判員証明書」（いずれも顔写真付）を交付します。

④ 資格の存続期間

資格の有効期限は2年間とし、更新できるものとします。

今期取得の資格有効期間は2018年4月1日から2年間=2020年3月31日まで

10. 受験票・会場案内の配布：

参加申込みが受理された人の受験票、会場案内は事前に都道府県連盟宛に送付します。

11. 教材『競技ルールと審判法』について：

今期の研修及び試験は2013年6月改定発行の『競技ルールと審判法』に基づいて実施します。受験者は、都道府県連盟を通じて事前に自費購入していただき、事前学習に備えていただきます。

2013年6月以前に発行された同テキストを使用するのは受験者の自由ですが、改定版との相違点（主に、第40～41頁「武術太極拳競技審判員が備えるべき条件」の追加）は、受験者の責任で把握していただきます。